

第 25 回納本制度審議会議事録

日 時： 平成 27 年 3 月 25 日（火）午前 10 時 30 分～11 時 35 分
場 所： 国立国会図書館本館 3 階総務課第一会議室
出席者： 中山信弘会長、山本隆司会長代理、石崎孟委員、
植村八潮委員、遠藤薫委員、相賀昌宏委員、永江朗委員、
福井健策委員、藤井武彦委員、藤本由香里委員、
湯浅俊彦委員、片寄聰専門委員、佐々木隆一専門委員、
三瓶徹専門委員

- 会次第：1 委員の委嘱及び会長代理の指名の報告
2 オンライン資料の補償に関する小委員会審議経過報告
3 事務局からの報告（平成 25 年度出版物納入状況、平成 26 年度代償金予算
及び平成 25 年度代償金支出実績、オンライン資料収集制度の運用状況、代
行機関による納入漏れ防止措置の実施状況）
4 その他

配布資料：

- （資料 1）第 24 回納本制度審議会議事録
（資料 2）納本制度審議会委員専門委員名簿
（資料 3）納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会審議経過報告
（資料 4）（参考）有償オンライン資料収集実証実験事業の概要図
（資料 5）資料別納入実績（最近 3 年間）
（資料 6）納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）
（資料 7）オンライン資料収集制度の運用状況について
（資料 8）日本出版取次協会による納入漏れ防止措置の実施状況
（資料 9）国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
（資料 10）納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
（資料 11）納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
（資料 12）国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年
国立国会図書館規程第 1 号）
（資料 13）国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成
25 年国立国会図書館告示第 1 号）
（資料 14）国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関す
る件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

(開会) 定足数の確認等

会長： 定刻でございますので、第25回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいます。ありがとうございます。本日は、15名の委員中11名の委員に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。また、本日は、専門委員の皆様方にも御出席いただいております。

なお、傍聴の方は、メモをとることは差し支えございませんが、自由な審議を行うため、録音及び写真撮影につきましては、御遠慮ください。

それでは最初に、事務局から、配布資料の説明をお願いいたします。

事務局： [配布資料について説明。]

会長： よろしゅうございますか。

(会次第1) 委員の委嘱及び会長代理の指名の報告

会長： それでは、会次第の1、委員の委嘱及び会長代理の指名の報告に入ります。事務局から報告をお願いします。

収集書誌部長： 会次第の1につきましては、2件ご報告いたします。

まず1件目は、委員の委嘱についてでございます。一般社団法人日本出版取次協会会長の交代に伴いまして、前会長の古屋文明委員から委員の職を辞する旨の申し出がありましたので、平成26年7月1日付けで委嘱を解き、現会長の藤井武彦委員に補欠として委員を委嘱いたしました。なお、藤井委員の任期は、納本制度審議会規程第4条第2項ただし書の規定により、平成27年6月30日までとなります。

2件目、会長代理の指名についてご報告します。平成26年1月3日に、会長代理を務めておられました濱野保樹委員がお亡くなりになりました。後任の会長代理には、同年2月1日付けで、中山会長から山本隆司委員が指名されております。この指名以降、納本制度審議会が開催されておりましたので、このたびご報告させていただきました。

事務局からの御報告は、以上です。

会長： 昨年の1月に濱野先生が亡くなられて、まだお若いのに貴重な人材を失ったと非常に残念に思っております。御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、新たに委員に委嘱されました藤井委員が本日御出席でござ

ございますので、一言御挨拶をお願いいたします。

委員： 昨年の4月から日本出版取次協会の会長を拝命しております、株式会社トーハンの社長を務めております藤井でございます。一括納本と言いますか、私どもトーハンと日販とでいろいろ役割分担しております、今日もいろいろ御意見を頂きながら、スムーズな制度運用に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

会長： ありがとうございます。
会次第にはございませんけれども、一昨年7月に開かれました、前回、第24回納本制度審議会の議事録の取扱いにつきまして、事務局から説明がございます。よろしくお願ひします。

事務局： 御説明いたします。議事録につきましては、前回出席された委員の皆様方の御確認、御了解を得た上で、議事運営規則第16条の規定によりまして、既に当館ホームページで公開しております。

御説明は以上です。

会長： ありがとうございます。

(会次第2) オンライン資料の補償に関する小委員会審議経過報告

会長： それでは、会次第の2に入ります。オンライン資料の補償に関する小委員会のこれまでの審議経過につきまして、小委員長から報告がございます。それでは、福井小委員長、よろしくお願ひいたします

小委員長： それでは、オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過について、御報告いたします。お手元の資料3をご覧ください。

まず、経緯でございます。この小委員会は平成23年に設置されまして、平成24年に中間報告を行っております。これに基づき決定された審議会の中間答申では、無償かつDRMの付されていないオンライン資料については、資料の送付に必要な媒体、メディアの費用を補償の対象とすべきとされました。その一方、有償又はDRM付きのオンライン資料については、なお課題があるため、調査審議を継続する必要があるとされました。このため、平成25年7月以降の今期も小委員会が設置されまして、今月までに3回の会議が開催されています。

続いて、調査審議の内容でございます。

まず、平成25年9月の小委員会では、1点目としてDRMを付さない状態での納入、2点目として経済的補償又はインセンティブの付与、3点目として制度化に先立って実証実験を行うこと、最後に4点目として実証実験を行う場合の実験内容、この4点について審議をいたしました。

次いで平成 26 年 3 月の小委員会では、実証実験の実施に係る進捗についての報告が事務局からあり、質疑の中では、セルフパブリッシングのオンライン資料収集への対応の必要性が指摘されました。いわゆるオンラインでの自己出版、自費出版です。

そして平成 27 年 3 月の小委員会では、実証実験の実施に係る進捗、そして具体的な実施案についての報告が事務局からありました。

それではまず、平成 25 年 9 月の小委員会で審議された個別の論点について御説明いたします。資料 16 頁の(2)になります。

DRM を付さない状態での納入についてです。この点については、平成 22 年の当審議会の答申において「DRM を解除して納入するように依頼することが必要」とされたところです。ただ、これに対しては、出版関係団体からは、DRM 付きのものを納入対象とすべきであるという主張がありました。小委員会で議論したところ、この時点で DRM を付さない状態での納入に技術的困難はなく、長期保存するためにも、出版社に十分説明して理解を得るべきであるとの意見が多数でありました。その後、事務局と出版関係団体との協議が続きますが、それでは著作者から異議が出る懸念があるという御意見もございまして、実証実験をまず行って解決策を探るということになっています。

次いで 2 番目、資料では(3)になります、経済的補償又はインセンティブの付与についてです。この点については、補償自体の必要性の議論やその手法に関する議論が活発に交わされました。小委員会としては、金銭的・経済的補償は、一方では望ましいと思われるものの、たとえば電子書籍には必ずしも定まった価格がないとか、あるいはスパム的に大量の電子書籍が出版された場合に補償額が高額になったらどうなるのかといった困難な点がいくつか指摘されまして、こうした困難な点に鑑みて、非金銭的なインセンティブ、金銭以外でいかに納入するとメリットが感じられるか、という点の検討が重要であると現在のところ考えております。

3 番目に実証実験についてです。資料では(4)になります。この点については、小委員会で多数の賛成を得ております。

次いで 4 番目の論点、資料では(5)となっています。この実証実験の内容ですけれども、各回の小委員会において事務局から提案や報告があり、活発な質疑が交わされました。事務局が大変熱心に取り組んでいただいて、ご苦勞も多々あるように聞いております。今月の小委員会で報告された内容としては、実証実験自体を 2 段階に分けるということが議論されています。まず、第 1 段階といたしまして、出版社から電子書籍コンテンツを国立国会図書館のサーバに直接ダウンロードしたりアップロードしたりというのは課題も多いということで、外部

の取次会社などのサーバに一回電子書籍コンテンツを送信していただく。そして、ここから外部サーバに電子書籍コンテンツを保管した上で、国立国会図書館に配信する方法により、国立国会図書館内でビューア等を利用して館内閲覧者が利用できるという形です。いわば、現状の電子書籍の販売流通に近い形態になると思います。比較的抵抗が少ない形から進めていこうということです。それと同時に国立国会図書館における保管のために必要な技術的課題・要件を検討することになります。次いで第2段階です。この段階では、国立国会図書館のサーバに電子書籍コンテンツを保管するという直接的な形になります。第1段階の実験は、年内に開始したい、ということになります。

これに対して活発な質疑等が行われ、確かに実証実験を行うためには著作権者の理解と許諾が必要なので、許諾を得る際には収集の意義や最終的な制度化後のビジョンを含めた十分な説明が必要であろうという意見、あるいは、障害者を含むユニバーサル・サービスの実験の場としてもこの実証実験を捉えられるのではないかという意見がありました。また、一つ議論になりましたのは、第1段階の期間を最長3年としている点です。実証実験は、関係者のコンセンサスがなれないことなので、当事者を含むコンセンサス形成のためには適当な期間であるとの意見と、他方では、技術は日進月歩で進歩している中で、条件や社会的ニーズも今後どんどん変わっていく、そうしたことが急激に変化した場合に、たとえば、もっと急速に進めなければいけないというような大きな社会的な風潮ができあがって、一気に政治的な決定がされた場合などに、実証実験が十分な段階に進んでいないと、急速に制度でやろうという話になってしまって、かえって混乱するのではないか、という指摘もあったところです。言ってみれば、前者は3年をやむを得ないとする意見であり、後者はもう少し急げないかという意見だったということです。以上がその時の質疑です。

さて、平成26年3月に議論されたセルフパブリッシングについて最後に御説明します。資料の17頁の(6)です。セルフパブリッシングとは、出版社を経ずに発行されている電子書籍等のことですが、これらは、実証実験の対象となっていません。これらについて、制度収集の対象として考えるべきとの意見が出されています。

以上のとおり、今期の小委員会では、制度収集に先立って実証実験を行うことが主な論点となりました。実証実験については概ね了解が得られましたが、小委員会で指摘された諸点についても取り組むべきと考えます。また、実証実験の期間が長期となると、出版社、著作権者等の理解を得る上で有効である一方で、オンライン資料の散逸防止や急激な技術の変化、社会の変化への対応の観点からはリスクをはら

むものになります。国立国会図書館には、関係者の理解を得るための説明や調整を丁寧に行うというタスクと、他方においては、当初想定した実証実験の実施期間を必ずしも所与の前提とせず、常に見直しを図りながら、制度化に向けた作業を迅速に行うという、2つのタスクの両立が求められることになろうと思います。これは大変な御苦労だと思いますが、時代を切り開いていく上での大きな挑戦だと思いますので、よろしく願いしたい、という意見がありました。

次期においては、実証実験の進捗及び成果について報告を受けて、引き続き中間答申に挙げられた課題を検討する必要があると考えます。また、実証実験の対象ではない有償の、又は DRM が付されたオンライン資料についても、収集に向けた検討を行う必要があると考えております。

私からは以上ですが、もし、ユニバーサル・サービスについて植村委員から補足があれば。

委員： この点は、私だけではなくて、何名かの委員からもご指摘があったことですが、御存じのとおり、障害者差別解消法によって合理的配慮が公共機関に求められています。図書館における読むことへのサービスが今まで以上に広く求められるわけです。今までは、障害者に対するサービスというのは、読書介助者というような形での限定的なサービスでした。今は障害のある対象者を広く捉え、視覚障害者だけではなく、たとえばディスクレシアのような方たち、あるいは、肢体不自由で図書館まで来ることが困難である方なども含んでいます。つまり、アクセシビリティやユーザビリティとして捉え直されているわけです。そうした状況では、従来型の読書介助者によるサービスはもちろんです。電子書籍、つまり IT によって何かサポートするというのは当然の流れです。電子書籍が収められるならば、いわゆる音声読み上げ、TTS によってサービスできるのではないかと思います。これは、当然、音質といった別の問題が残りますが、対象を容易に広げるという点では非常に有効な方法です。ただし、これに関しては、DRM の問題とか、さまざまな問題が含まれていますので、今回の実証実験の中に1つの課題として含まれていれば、先への知見ということで、広く期待されるのではないかという意見だったと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の福井小委員長長の報告、それから植村委員からの補足につきまして、何か御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

委員： セルフパブリッシングのオンライン資料について検討が必要ということですが、それ以前に、携帯電話向けに配信している、今ちょっと下火になりましたが、ケータイ小説などがあります。こうしたものは

一時期のめだった文化的な現象だったのに、全く収集されていないという状況ですので、完全にデータがなくなってしまう前に、何らかの手段を講じる必要があるのではないかと個人的には考えています。この点について御意見等はありませんでしょうか。

事務局： 小委員会の中では、ケータイ小説そのものをテーマとして取り上げられませんでした。ただし、当館としては、御指摘のようにケータイ小説などについても重要なコンテンツ群であろうと認識しております。ただ技術的な観点からは、通信会社固有の携帯電話や専用アプリを介して提供されており、コンテンツだけ、テキストだけ抜いてくれば図書館内で再現できるかということがありまして、躊躇していたところでございます。ただ、長期的観点からは将来的に失われる前に何らかの手をつける、あるいは研究するという必要であろうということで、研究を続けているところです。

会長： これは、もっぱら技術的な問題ですか。法的な問題はないのですか。

事務局： 法的な問題としましては、たとえば、ケータイ小説だけではなく、セルフパブリッシング全般に言えることですが、権利者がいったい誰なのか、という点があります。投稿的な形で作られると、扱っている企業あるいは団体は、携帯電話で見るとということについては許諾を当然得ていると思いますが、新たに国立国会図書館にコピーして保管するということになる、別途の許諾が必要になります。そもそもペンネームなどで書かれているものが大半だと思われるので、一体誰に許諾を取ればよいのかという、法的課題が出てくるものと認識しております。

会長： 他に何かございましたら。

委員： 確かに「ケータイ小説」という言葉は、携帯電話とともに衰退して見えるのですが、最近では「スマホ小説」ですとか、さらにもっと注目されているのに「デジタルコミック」があります。これは、スマホで初めて成立する縦ロールという、今までは紙ではできなかった表現方法で、大変注目されています。これらはパブリッシャーがはっきりしており、次の段階では何か手を考えた方がよいのではないかと思います。

会長： それでは検討をお願いします。他に何かございませんでしょうか。「非金銭的インセンティブ」とは、具体的にはどのようなものがあり得るのでしょうか。

委員： かつて議論されたところで言うと、たとえば、国立国会図書館にオンライン資料を納入すると、オリジナルの出版物であるという何らかの証明につながる、というようなインセンティブが考えられないかということが、議論されています。登録制度等との何かリンケージのよ

うなものまで、その先にはあるいは見通せるような議論かもしれません。

会長： 著作権法の改正にもつながってくるわけですね。

委員： あるいは、マーケティングに利用できるようないくつかのデータのフィードバックは考えられるところかと思います。

会長： ありがとうございます。他に御意見や御質問はありますか。

委員： 今の説明はそうかと思うところがある反面、時間との競争という面があって、そうすると、先ほどの報告書の方にも出ていましたが、3年というのは結構長すぎるのかなという気がちょっとしました。

それから、これは本当に思いつきなのですが、今出ているオンライン資料の登録制度のようなものを、何かうまい形で構成すると、今、学校などで問題となっているコピー問題への対策とつなげられないかな、とちょっと思ったりもしました。

委員： 超流通的に各コンテンツのトレーサビリティを確保するようなお話ですね。野心的な印象ですね。

会長： コピー防止と連動することとなると、ソフトによって国立国会図書館にある資料と学生のレポートが同じかどうかをマッチングする、ということですね。

委員： たとえば大学であれば、大学で使用する教材に関して「大学学習資源コンソーシアム」が昨年設立されていて、たとえば私が所属している大学も昨年加盟しています。これは、これまで紙媒体の時であれば、無償でコピーを取って教室で配布しても著作権法上問題なかったわけですが、それをスキャンして配信をする、あるいはアップロードするといったことに関して著者や出版社に対して全く許諾を取っていないものを、これから何とかきちんと整備していこうと動いているものです。そういう意味では、正に遠藤委員がおっしゃった点につなげていければ、出版社側も電子書籍という形で提供するメリットが相当あるのではないかと、という気がします。

委員： 「3年」という期間のことで言いますと、技術の変化が速いというのは確かなのですが、一方で、著作者あるいは著作権継承者の抵抗感というのかなり強いことを考慮する必要があると思います。技術の進歩が速いからこそ、なおさら抵抗感が強い側面があります。日本文藝家協会内での議論を見ても、電子のことはよく分からない、分からないからとにかく抵抗がある、との意見があります。前回の小委員会では、出版社の方々に編集者を通して作家に対して懇切丁寧な説明をして理解を得ることが言われていましたがそこには時間もかかるでしょう。技術の進歩が早いから、とにかく3年を1年にして、みたいな議論では、おそらくかなり反発を招くのではと思います。それは難し

いところだと思いますし、出版社だけに説得する責任を負わせるということは大変だろうなと思います。

会長： おっしゃるとおりで抵抗はかなり強いわけですがけれども、他方、日本だけの問題ではなくて、アメリカだと Google 等の企業が盛んにやっておりますし、ヨーロッパでは「Europeana」が盛んにやっておりますので、外国との関係もあって、そうもゆっくりもできない。しかし他方、おっしゃるような創作者の抵抗の問題もあるというので、そのあたりは兼ね合いの問題だと思うのですけれども、しかし、できるだけ早くという点ではみなさんコンセンサスを得ていると思いますので、そこは、国立国会図書館側も大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

委員： ご指摘のとおり、小委員会では本当に両方の立場が出て、非常に有意義な議論になったのですが、出版社や著作者の懸念に十分こたえつつも、今、中山会長から御指摘があったとおり、海外のプラットフォーム勢の動きが非常に速く、たとえばフェアユース規定を根拠にどんどんやってしまう。で、事実上、彼らが集め、アーカイブを作り上げましたという話になると、それに対して、交渉上は日本の出版社や権利者が、非常に劣位になってしまうというのが、過去の例では見られるところではあります。それよりは、意見をいろいろと反映しやすい国立国会図書館主導のプロジェクトにコミットしていくということもまた、視点としてはありうるのかな、と。こういう場では、こういう話は比較的通りやすいのですが、いざ、いろんな方々に御理解をということになると、容易ではないのですけれども。そんな意見もあったように思います。

会長： 従来の日本の出版業というのは、「日本語」という天然の要害に守られていたと思うのですけれども、そういう障害は、もう技術的に問題がなくなってきていて、そうすると、場合によっては、もたもたしていると、日本は海外の巨大なプラットフォームに跪かなければならない、という状態にもなりかねません。そうすると、知の大本を海外に握られてしまう、という事態もあり得ます。だからといって、むやみに進めても良い、というわけではないですから、そのあたりは大変難しいところだと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

委員： 議論になっているセルフパブリッシングとか、ボーンデジタルとか、デジタルファーストのコンテンツに関しては、今後どのような対応が求められるのか、今回の実証実験では少し見えていません。とうぜんのことながら、多くの本は出版社によって生み出されてきたわけですが、もう一つのサブの対応として、自己出版の人たちへ説明をする必要があるのではないのでしょうか。入り口は2つあるということで、ボ

ーンデジタルやデジタル出版社についても、説明を少し入れておくということです。実証実験の性格や手間の関係から、すぐできないかもしれないかもしれませんが、ほぼ同時スタート出来ればと思います。つまり、両者の速度は違うので、ゆっくり時間をかけて整理する世界と、すぐ対応しなければならないデジタルファーストへの道を、最初の段階で何か説明できた方が良いのではないかと、と思いました。

会長： この点、いかがでしょうか。

事務局： 実証実験とは別に、いわゆる無償・DRM なしのオンライン資料については、既に制度化が進んで、これを受け入れるシステムはもう出来上がっています。サイトにロボットで取りに行くという方法、あるいは、国立国会図書館の送信専用サイトにファイルをアップロードすると自動的に収納されるというシステムがあります。セルフパブリッシングについては、DRM がないものであれば基本的に御寄贈いただくという形で、コンテンツを送っていただければ、今でも収納は可能となっております。ただし、この窓口は現時点では仮に無償寄贈であっても有償で流通しているものを受け入れておりませんが、今後調整した上で広げていく、という方法が、まずは採れるのではないかと考えております。

委員： 今回の実証実験実施に向けて、出版社側のとりまとめ役として片寄専門委員に大変御調整の御苦労いただいたということを御報告いただいております。謝意を改めて表したいと思います。

会長： 他に御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。

(会次第 3) 事務局からの報告

会長： 続いて、会次第の 3 に移ります。事務局から報告が 3 つあるそうですので、うかがいたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局： [平成 25 年度出版物納入状況、平成 26 年度代償金予算及び平成 25 年度代償金支出実績について、資料 5, 6 に基づき説明]

[オンライン資料収集制度の運用状況について、資料 7 に基づき説明]

[代行機関における納入漏れ防止策の進捗状況について、資料 8 に基づき説明]

会長： ただ今の 3 件の報告につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

委員： この問題に対しては、ここ何年か、なかなか動きがなかったのですけれども、ようやく「なぜ」なのか、ということが分かりましたし、実際に実績が上がっていると聞いて非常に心強く思いました。

ただ、1,2,3と理由が挙げられていますが、2と3、つまり、取次を経由しない出版物については、自動納入はもともと難しいと思っておりました。問題は1です。今回、取次で扱う出版物をすべて自動納入するわけにいかないのは、雑誌は直接納入されることが一つの理由であることは分かったのですが、取次を通じた自動納入のシステムを作ってはどうか、という提案の一番大きな眼目は、今の御説明にもありました人事異動やうっかりミスで納入漏れが起こることが防げないか、ということでした。だとすれば、たとえば直接納入でない書籍については、「取次に自動的に納入をお任せする」という選択肢を出版社に示して、もしそれを選択してもらえれば、担当者がいちいち手続を行わなくても確実に1部が納入される。そうすると手間もかからなくて済みますよ、という提案をしてはどうでしょうか。たとえば、特に納入漏れが多い出版社に対してそういう選択肢を示して御同意いただければ、かなり効果があるのではないかと思います。そうした方法も検討していただければと思います。

会長： その点はいかがでしょうか。

事務局： 引き続き取次協会様と協議して、御提案の可否を検討させていただきたいと思います。

会長： 藤井委員から何かありますでしょうか。

委員： とにかく納入漏れがあるというのが一番のポイントだと思いますが、リストを作って消し込みして、納入が遅れている出版社に対しては督促をやっているというのもございます。自動納入は良いと思いますけれども、実際には、納入漏れがそういう仕組みの中でいかにチェックされて防止されるか、という点があります。その点、実務的にどうか、というのは、取次協会の方で検討することになるかと思います。

委員： これは、取次協会を通じての納入ということですけど新しく出版社を興す人たちに話を聞いてみると、一種のトレンドとして、取次離れが見られます。とりわけ大手の取次とは取引せず、書店への直接納入だけでビジネスを立ち上げていくという人たちが一つのトレンドになっています。それは、書店の淘汰、チェーン店化、大型化が進む中で、今までのように全国のすべての書店にまんべんなく本を卸すのではなくて、250とか300店くらいの大型書店、チェーン店とだけ取引していれば、何とかビジネスとして成り立ってしまうような、そういう時代になっています。それで、新しく出版社を立ち上げる人たちは、取協加盟の取次は使わないで、自分たちで納品して、自分たちで代金を回収している。そうすると、取協を通じて納入あるいは自発的に出版社が納入するのを待つだけでは、日本の出版界全体を捉えられない時代に入りつつあって、そこをどうフォローしていくのか、たとえば、

大型書店等のデータベースを利用しながら把握していくのかとか、そこを考えていかないと、次の時代に入ってくのが難しくなってきました。

会長： その点、事務局、いかがでしょうか。

事務局： 流通に関するデータについては、出版情報がありますので、それをもとに調査し、当館が未所蔵であれば督促を行うことができます。この出版情報がそもそもない資料については、なかなか納本をしていただく手立てを探るのが難しいと思っています。たとえば、小さな新興の出版社の出版物や官庁出版物についても、こうした出版情報という手段に頼らずに、別の手段を見つけないといけないという状況です。個別の課題で申しますと、会社の社史も出版情報に入っていないので、社史だけを集めた専門の目録を調べて、未収のものをチェックして督促をしています。こうしたツールを探し出して、それをもとに督促する、ということになります。こういったツールとしてどういったものが有効なのか、新興出版社の出版物を把握するためにはどのような手立てが有効なのか、今後の研究課題としたいと思います。

会長： 他に何かございますでしょうか。

委員： 資料 24 ページの督促を行う代表的な分野の中に「復刊商品」があるわけですが、こういったものを、たとえば 1 冊物であっても、発行部数が極めて少なく、国立国会図書館に納入されることによって、国立国会図書館で閲覧できればコンパクトに情報が得られるので、売れなくなる可能性があるのでは、という意識があるのでしょうか。というのは、議事録の 9 ページのところ、国立国会図書館の大規模デジタル化事業に関連して「大正新脩大蔵経」の問題があって、売り上げが落ちるので、デジタルアーカイブとして公開するのを止めて欲しい、という出版社が実際にあったわけです。こういうことが復刊商品の納入率を下げている理由になっているのか、それとも、たまたま納入対象であることを認識していなかったのか、という点を、調査の分析の中でどうだったのかを聞かせていただければと思います。

事務局： 復刊商品について、果たして出版社の方で納本するという意識に説得性がなかったためにこういう結果になったのか、あるいは、別の要因があるのか、という点については、そこまで踏み込んだ分析を残念ながらしていませんので、確たることは申し上げられません。

委員： 図書は取次による一括納入で、逐次刊行物については直接納入というのは理解したのですが、では、図書の中にも直接納入があるとする、どれくらいの割合なのか、という点を教えてください。また、パッケージ系電子出版物は、点数の割に額が大きいと理解したのですが、パッケージ系電子出版物の納入ルートがどうなっているの

か、いずれも民間について教えてください。

事務局： まず、民間のうち直接納入の割合ですが、金額ベースで言うと、取次が3割なのに対して、直接納入は6、7割です。次に、パッケージ系電子出版物の納入ルートですが、直接納入が大部分だったと記憶しています。

会長： 他に何かございますでしょうか。

委員： 確認させていただきたいのですが、取次経由が3割で、直接納入が7割というのは、ちょっと違うのではないかと直感的に思うのですが。それは、逐次刊行物を全部含めた場合の割合ではありませんか？取次経由の書籍は本当に3割しかないのでしょうか。

事務局： 申し訳ございません、本来なら点数ベースでご回答すべきところ、数値が手元にございませんでしたので、金額でのお答えとなりましたが、点数ベースであれば取次経由の割合が大きいです。直接納入は高額な出版物の場合が多々ございます。

ちなみに、高額の物というのは、市場調査報告書とか、通常の書店では販売されていないようなもの、だからこそ、取次にも流れないというのがありまして、そういうものが実は、数は少ないのですけれども、相当納入されています。

委員： 貴重な代償金予算を、本来の出版社ではないところに、こんなに払っていると理解しました。

委員： 正に、オンライン資料についてもよく議論になったところですよ。極めて部数が少なく、極めて高いというものがあろうということです。

会長： 先日、私のところへ300万円くらいするセットの本の宣伝がありましたけど、そういうものが、金額がその半分だとしても150万円くらいの金を食っているわけですから。それにしても、広報活動等をしたら約10ポイント上がったというわけですから、大変な数値の上昇だと思いますけれども。それではよろしいでしょうか。

(会次第4) その他

会長： 次に、会次第の4に入ります。その他ということをございませけれども、事務局から何かございましたらお願いいたします。

収集書誌部長： 今後のことにつきまして簡単にご説明いたします。

現在の委員・専門委員の皆様の任期は、平成27年6月30日までとなっております。実質的に、今期の納本制度審議会につきましては、今回が最後ということになるかと思えます。

以上でございます。

会長： ありがとうございました。この点についてご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

 それでは、予定されている議題や報告は以上のおりですが、その他、この際御意見や御質問があれば、お願いいたします。ございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして、第25回納本制度審議会の会次第はすべて終了しましたので、これで散会としたいと思います。

(午前11時35分終了)

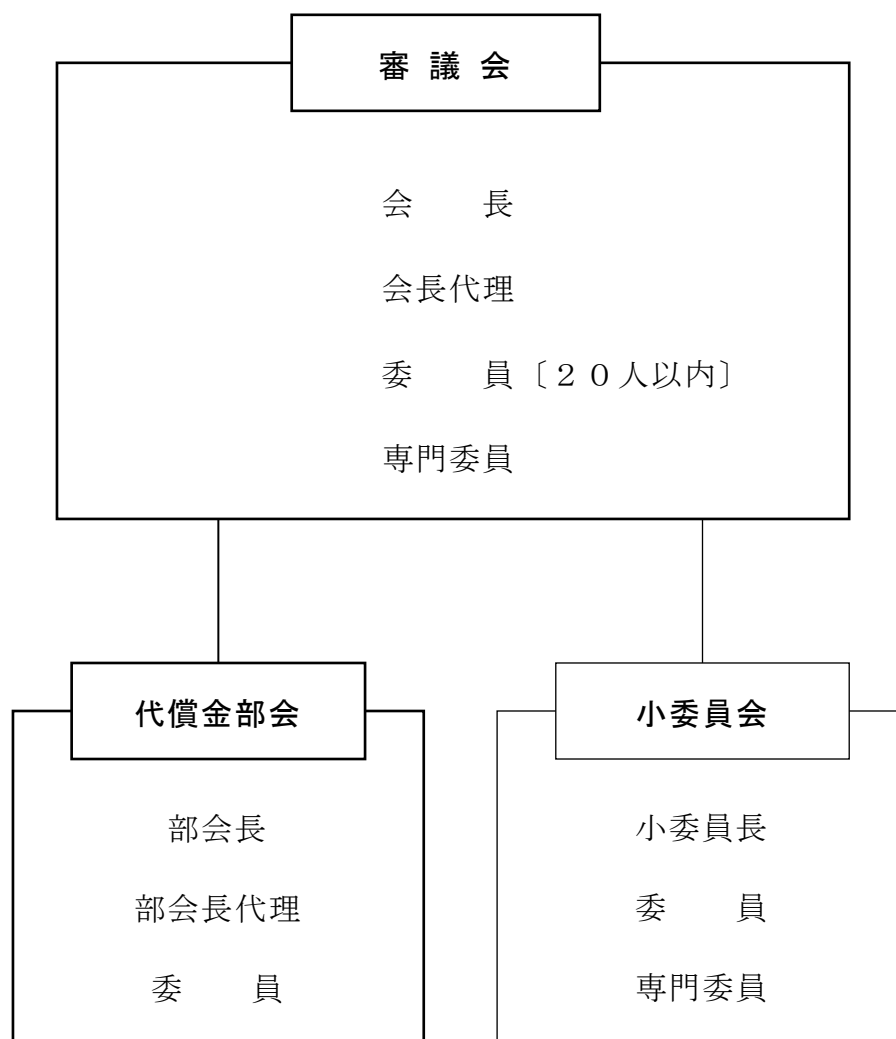
納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（平成 27 年 7 月 1 日現在）

委 員	いしざき	つとむ	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	石崎	孟	
	うえむら	やしお	専修大学文学部教授
	植村	八潮	
	えがみ	せつこ	武蔵大学社会学部教授
	江上	節子	
	えんどう	かおる	学習院大学法学部教授
	遠藤	薫	
	おおが	まさひろ	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	相賀	昌宏	
	かどかわ	つぐひこ	株式会社 KADOKAWA 取締役会長
	角川	歴彦	
	さいとう	まこと	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	斎藤	誠	
	さいとう	まさあき	一般社団法人日本レコード協会会長
斉藤	正明		
しらいし	こうじろう	一般社団法人日本新聞協会会長	
白石	興二郎		
ながえ	あきら	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長	
永江	朗		
なかやま	のぶひろ	明治大学特任教授、東京大学名誉教授	
中山	信弘		
ねもと	あきら	慶應義塾大学文学部教授	
根本	彰		
のほら	さわこ	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授	
野原	佐和子		
ふくい	けんさく	弁護士	
福井	健策		
ふじい	たけひこ	一般社団法人日本出版取次協会会長	
藤井	武彦		
専門委員	ささき	りゅういち	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	佐々木	隆一	
	さんべい	とおる	一般社団法人日本電子出版協会事務局長
	三瓶	徹	
ひぐち	せいいち	一般社団法人日本書籍出版協会事務局長	
樋口	清一		

代償金部会所属委員

石崎 孟
江上 節子
相賀 昌宏
斎藤 誠
斉藤 正明
根本 彰
福井 健策

納本制度審議会の構成



- (注) 1 審議会 納本制度並びにインターネット資料及びオンライン資料の記録に関する制度に関する重要事項並びに国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問に応じて調査審議を行い、又は意見を具申する（納本制度審議会規程第 2 条）。
- 2 代償金部会 常設の機関。部会所属委員は館長が指名する。国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を担当する（納本制度審議会規程第 7 条）。
- 3 小委員会 審議会の会長が特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときに設置する。小委員会に属すべき審議会委員・専門委員は、会長が指名する（納本制度審議会議事運営規則第 10 条）。

オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について（案）

前期に引き続き、納本制度審議会議事規則第 10 条第 1 項に基づき、オンライン資料の補償に関する小委員会を設置する。調査審議事項は、以下のとおりとする。

（例示）

- (1) 制度収集の対象となる資料の範囲（専用端末型資料や非ダウンロード型資料の扱い等）
- (2) 政策的補償として金銭による補償を行うことの可否
- (3) 金銭以外の政策的補償あるいはインセンティブの有無
- (4) 制度収集と合わせて実施すべき効果的な収集方法の有無
- (5) DRM の扱いとそれに対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (6) 納入手続に対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (7) その他の補償に当たっての政策的、法的、技術的事項

(参考) これまでの調査審議経過

第 21 回納本制度審議会 (平成 23 年 9 月 20 日)

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の審議にあたり、審議会が必要とする専門的事項を調査審議するため、納本制度審議会議事運営規則第 10 条の規定に基づき、オンライン資料の補償に関する小委員会を設置。

平成 23 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会 (平成 23 年 10 月 20 日)

平成 23 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会 (平成 23 年 11 月 22 日)

第 22 回納本制度審議会 (平成 24 年 3 月 6 日)

オンライン資料の補償に関する小委員会における調査審議の経過及び中間報告書に関する報告について了承。

当該報告に基づき、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を決定。

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」について、納本制度審議会及び当該小委員会で引き続き検討を継続することを確認。

第 24 回納本制度審議会 (平成 25 年 7 月 23 日)

平成 25 年 7 月 1 日付で第 8 期納本制度審議会委員が新たに委嘱されたのに伴い、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。

平成 25 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会 (平成 25 年 9 月 19 日)

平成 25 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会 (平成 26 年 3 月 13 日)

平成 26 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会 (平成 27 年 3 月 12 日)

第 25 回納本制度審議会（平成 27 年 3 月 25 日）

第 24 回納本制度審議会以降に開催された 3 回の小委員会の経過について、小委員長より報告があった。3 回の会議では、有償又は DRM 付きのオンライン資料の制度収集に先立ち、実証実験を行うことが主な論点となった。実証実験の成果を踏まえ、有償又は DRM 付きのオンライン資料の収集制度化の検討を進めることを確認した。

資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 24 年度	31,510	112,700	144,210
平成 25 年度	33,425	111,901	145,326
平成 26 年度	33,452	121,016	154,468

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 24 年度	3,124	24,499	27,623
平成 25 年度	3,488	25,715	29,203
平成 26 年度	3,481	24,388	27,869

*ビデオ・ディスク、ビデオ・カセット、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 24 年度	73,120	317,612	390,732
平成 25 年度	72,928	310,655	383,583
平成 26 年度	85,789	329,481	415,270

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）

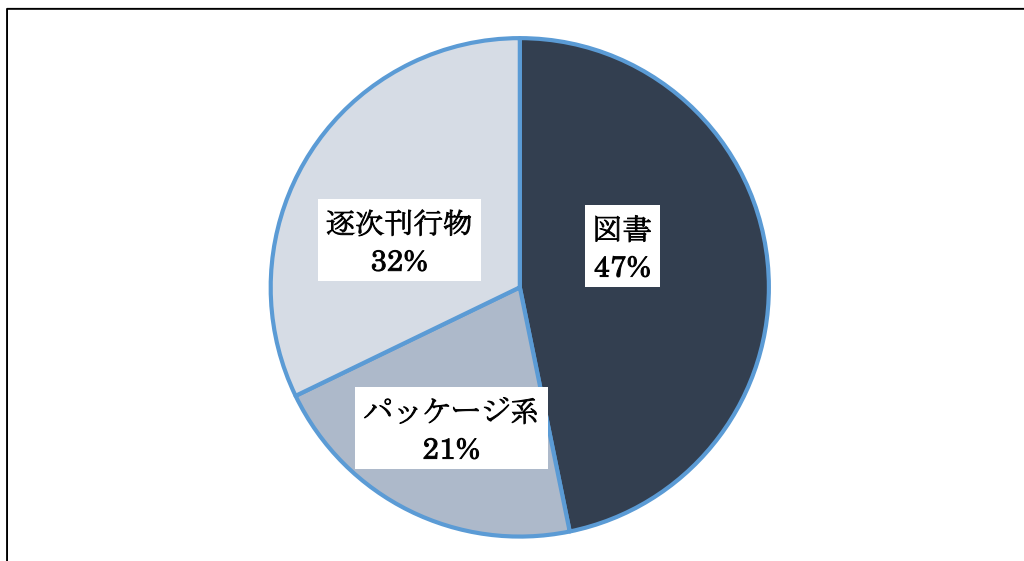
単位：円

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000
支出実績	390,246,882	390,246,854	390,247,115	390,247,156	390,247,280	-

【参考】平成 26 年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

	平成 26 年度
図書	182,594,102
パッケージ系	82,109,499
逐次刊行物	125,543,679
計	390,247,280



オンライン資料収集制度の運用状況について

1 経緯

私人が出版したオンライン資料の収集等に関する国立国会図書館法の一部を改正する法律が成立したことを受け、平成 25 年 7 月 1 日から無償かつ DRM のないオンライン資料の制度収集を開始した。

2 収集方法

平成 25 年 7 月 1 日から自動収集及び送付による収集を開始し、平成 26 年 2 月 5 日から送信による収集を開始した。

3 収集件数

	制度収集分 (平成 25 年 7 月以降に出版されたもの)	任意提供分 (平成 25 年 6 月以前に出版されたもの) + 制度収集分
平成 26 年 3 月 31 日時点	839 件	約 7,800 件
平成 26 年 6 月 30 日時点	1,804 件	約 9,900 件
平成 27 年 3 月 31 日時点	4,326 件	約 18,500 件
平成 27 年 7 月 31 日時点	6,444 件	約 22,000 件

※ オンライン資料の収集件数はデジデポ統計機能で算出するため、出版者ごとの内訳は集計できない。(前回報告時は手作業で集計)。

4 広報及び納入申出依頼 (平成 27 年 7 月 31 日時点)

当館ホームページ及び公共図書館等へのパンフレット配布による広報を行った。

また、学協会及び民間企業のホームページを確認し、納入対象オンライン資料を発行している学協会 298 機関及び上場企業 1,302 社に対し、納入申出依頼を行った。これに対し、学協会 93 機関及び上場企業 460 社から納入申出があった。上場企業については、更にオンライン資料の洗い出しを行った上、納入申出依頼を行う予定である。

5 サイト単位での収集

ウェブサイト内のオンライン資料を自動収集するため、私立大学及び私立短期大学に対し、サイト単位の収集許諾依頼を行った。現在、約 400 件の私立大学及び私立短期大学のサイトを収集している。

また、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、公益社団法人及び公益財団法人に対し、サイト単位の収集許諾依頼を行っている。収集許諾を得られなかった法人に対しては、今後オンライン資料の洗い出しを行った上、納入申出依頼を行う予定である。

6 利用提供

収集したオンライン資料のうち、任意提供分については平成 25 年 7 月以降、収集及び組織化作業が完了したのから順次館内提供を行い、制度収集分については平成 25 年 10 月 15 日から館内提供を開始した。

今期納本制度審議会の主な審議事項について

1 オンライン資料の補償に関する事項（資料 4 参照）

2 納入の一括代行事務に要する金額の改定に関する事項

（1）経緯

平成 23 年 6 月 28 日に、納本制度審議会に対し、国立国会図書館長から諮問「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて」があった。この諮問は、「代行手数料（注：納入の一括代行事務に要する金額をいう。）の設定後 30 年以上を経過し、経済的事情、出版事情及び納入の一括代行事務の内容は当時から相当変化しており、現行の代行手数料が適正なものであるかどうか見直す時期に至っている」との認識のもとに、適正な代行手数料の額について調査審議を依頼するものである。

同日及び同年 7 月 29 日に、代償金部会において審議が行われ、答申が決定された。答申においては、代行手数料を納入資料 1 点につき 150 円とした上で、「納入代行者が、さらに進んで、組織的・系統的な納入漏れ防止措置を講じ、その実施を国立国会図書館において確認することができた場合には、代行手数料は、納入資料 1 点につき 170 円に改定することが適当である。」とした上で、「上記 2 の改定に当たっては、国立国会図書館は、事前に当該措置の実施について納本制度審議会代償金部会に報告し、その承認を得るものとする。」こととされている。

（2）現状

答申以降、納入の一括代行事務を行っている日本出版取次協会との間で「組織的・系統的な納入漏れ防止措置」について協議し、平成 25 年度から取引出版社に対する確認書等の送付を行い、また、平成 26 年度には督促の多い出版社（当該分野の担当者）に対し、改めて納本対象資料の周知・啓蒙活動を行った結果、平成 26 年度を通じて、督促前の納入率（当館が改めて督促することなく納入される資料の比率）が高い水準で持続していると認められる。

（3）審議の予定

以上の経緯及び現状を踏まえ、平成 23 年 7 月 29 日答申に基づく代行手数料の改定を承認するかどうかの審議を、本日の代償金部会においてお願いしたい。

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正	昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
同	三十年	一月二十八日同	第三号
平成	六年	七月一日同	第八十二号
同	十一年	四月七日同	第三十一号
同	十二年	四月七日同	第三十七号
同	十四年	三月三十一日同	第六号
同	十六年	十二月一日同	第四百四十五号
同	十七年	四月十三日同	第二十七号
同	十七年	七月六日同	八十二号
同	十七年	十月二十一日同	百二号
同	十九年	三月三十一日同	十号
同	十九年	三月三十一日同	十六号
同	十九年	六月六日同	七十六号
同	十九年	六月十三日同	八十二号
同	十九年	六月二十七日同	百号
同	二十年	四月二十五日同	二十号
同	二十一年	三月三十一日同	十号
同	二十一年	七月十日同	七十三号
同	二十三年	五月二日同	三十九号
同	二十四年	六月二十二日同	三十二号
同	二十六年	五月二十一日同	四十号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門

に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を
提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その
他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び
司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大
限に享受することができるようにしなければならない。この目的
のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及び
インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閱
覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国
立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又
は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に
供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認める
その他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の

いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形そ
の他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該

機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項

に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設

立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを一部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図

書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由がある
と認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆

に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の

知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。)に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。)を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係る

オンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

- ④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

- 2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。〔以下略〕

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔以下略〕

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定
- 二 平成十九年十月一日

二 〔略〕

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二〇八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二條から第五十一條までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部

会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に

規定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの

二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法

二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合

二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合においては、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正 平成二十六年六月 十八日国立国会図書館告示第一号

改正 同 二十七年六月 九日同 第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき八十六円
- 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブ

ジェクトアイデンティファイア―

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- 一 P D F方式
- 二 E P U B方式
- 三 D A I S Y方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 一 題名
- 二 作成者
- 三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- 五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- 六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報
- 七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ―

(規程第二条第二号の記録媒体)

5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

6 規程第二条第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日	同
	同	五十七年十二月二十八日	同
	平成 十一年	三月二十四日	同
	同	十二年 九月二十七日	同
	同	二十三年 十月 十二日	同
			第三号
			第一号
			第四号
			第二号

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額(当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額)に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書(点字版のものを除く)、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物(国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。)については、小売価格(パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格)の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件(昭和二十四年国立国会図書館告示第一号)は、廃止する。

附 則 (昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号)

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則 (昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号)

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。